

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
平和記念公園鼻専門クリニック	広島市中区紙屋町2丁目2番6号 7、8階	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
広島駅南口薬局	広島市南区猿猴橋町2番11号	令和 7年 7月 1日	令和13年 6月30日
かりゆし在宅クリニック	広島市安佐南区伴東3丁目14番37号	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
八島歯科クリニック	広島市安佐南区西原4丁目35-10	令和 7年 7月 1日	令和13年 6月30日
蔵本薬局 中筋店	広島市安佐南区中筋二丁目5番20号中田ビル202	令和 7年 8月 1日	令和13年 7月31日
ふれあい薬局五月が丘店	広島市佐伯区五月が丘五丁目20番8号	令和 7年 7月 1日	令和13年 6月30日